

写

(公印省略)

介高第30102-7号

平成27年10月29日

各 事 業 者 様

群馬県健康福祉部医療介護局

介護高齢課長 吉田 誠

社会保障・税番号（マイナンバー）制度への対応について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。）の施行に伴い、概ね10月下旬から11月末までにかけて全ての国民にマイナンバーを通知する「通知カード」が送付され、平成28年1月からはマイナンバー法で定められた税や社会保障関係の行政手続においてマイナンバーの利用が始まります。

これに伴い、国民はマイナンバー法で定められた行政手続においてマイナンバーを行政機関及び勤務先企業等へ提示することとなり、事業者は従業員等からマイナンバーの提供を受けて行政機関等へ提出するとともにマイナンバーの適正管理に係る措置を講じることが必要となります。

貴職におかれましても、情報の収集や準備等対応を進められていると思いますが、現時点での基本的事項を別紙のとおりまとめましたので、参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、介護保険事務に係るマイナンバーの利用に関する留意点などをまとめた事務連絡については、今後、厚生労働省から発出予定となっております、マイナンバーに関する問合せ先は下記のとおりです。

記

マイナンバーに関する問い合わせ先

「全国共通ナビダイヤル」0570-20-0178

（平日） 9：30～22：00

（土日祝）9：30～17：30

（12/29～1/3を除く）

【担当係・連絡先】

介護保険係 TEL 027-226-2562

福祉施設係 TEL 027-226-2569

保健・居住施設係 TEL 027-226-2566

居宅サービス係 TEL 027-226-2574